

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第94回

中国の倒産法(8)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国では、「中華人民共和国企業破産法(試行)」(以下「旧破産法」という)等の従来の倒産関連法規に代わり、**2006年8月27日**、「中華人民共和国企業破産法」(以下「新破産法」という)が公布され、**2007年6月1日**から施行されている。新破産法では、これまで詳述してきた破産手続に加えて、再建型の倒産手続である「更生」及び「和議」の制度に関してもそれぞれ詳細な規定がおかれている。そこで、本稿から数回にわたり、新破産法が規定する「更生」及び「和議」の手続について検討することにした。

1 新旧破産法における再建型倒産手続の比較

Q1 新破産法には「更生及び和議」の手続が規定されているとのことですが、旧破産法で規定されていた「和議及び整理」とはどのように違うのでしょうか。

A1 新破産法の「更生及び和議」と旧破産法の「和議及び整理」は、再建型倒産手続という点では共通しています。しかし、旧破産法の「和議及び整理」に関する規定は曖昧、不十分であること、行政主体で手続が行われること、国営企業にしか適用がないという点において、新破産法の「更生及び和議」とは異なっています。

新破産法は、支払不能・債務超過等の状態にある企業の債務整理の方法として、一般的な破産清算手続だけではなく、いわゆる再建型の倒産手続である「更生」(新破産法第八章。以下、特に記載しない限り引用条文は全て新破産法を指す)及び「和議」(第九章)について、前者は全**24**条、後者は全**12**条にわたる詳細な規定をおいている。

旧破産法においても、再建型の倒産手続として、「和議及び整理」(旧破産法第四章)が規定されていたが、これらに関する規定は両手続を合わせても全一章6条しかなく、「整理の申立をした後、企業は、債権者会議に和議案を提出しなければならない」(旧破産法第**18**条第1項)と規定されているように和議及び整理が同時に進行される等その内容は非常に曖昧であった。

しかも、旧破産法は、全人民所有の国有企業にのみ適用されるものであることから(旧破産法第2条)、整理の実施の申立は破産申立を受けた企業の上級主管部門が行い(旧破産法第17条)、その実施も上級主管部門が主宰するものとされていた(旧破産法第20条第1項)。このように旧破産法における和議及び整理は、新破産法が規定する更生及び和議のように債務者、管財人及び人民法院が中心になって主宰するのではなく、行政部門が中心となって進められることが前提とされていた。

一方で、外商投資企業を含むその他の企業法人の破産については、旧破産法ではなく、「中華人民共和國民事訴訟法」(以下「民事訴訟法」という)第19章「企業法人の破産債務弁済手続」(民事訴訟法第199条乃至第206条)が適用されてきたが、破産清算以外の手続に関しては、「和議」について僅か1条だけ規定されているに過ぎなかった(民事訴訟法第202条)。

これに対して、新破産法では、全ての企業法人に適用される債務整理手続として更生及び和議が規定され、その内容も近代的且つ詳細なものとなっている。

2 新破産法における更生手続の流れ

Q2 新破産法における更生手続は、基本的にどのような流れで行われるのでしょうか。

A2 新破産法における更生手続は、債務者、債権者または一定の出資者が、人民法院に対して債務者の更生を行うよう申し立てることにより始まります。人民法院は、当該申立の審査を経て債務者の更生を裁定し且つ公告しますが、更生が裁定された場合、債務者または管財人は更生計画案を作成し、人民法院及び債権者集会に提出しなければなりません。その後、債権者集会が開催されますが、そこで更生計画案が採択された場合、債務者または管財人が更生計画の認可を人民法院に申し立て、人民法院は、審査の上認可の裁定を行い、手続を終結させ、且つ公告します。その上で、債務者が、管財人の監督の下、認可済みの更生計画を同計画で規定された執行期間内に執行するというのが基本的な流れです。

更生とは、利害関係人の申立を経て、破産原因が生じる可能性があるまたは既に生じたが再建の望みがある債務者について、各利害関係人の協議を通して且つ法律によって強制的に、それら利害関係人の利益を調整し、生産経営上の整理及び債権債務関係上の清算を行う制度であり、債務者が財務上の困難な期間を脱し、経営能力を回復することを目的としている。

以下、新破産法が規定する更生手続の流れについて、その概略を述べることにする。

(1) 更生の申立

新破産法によれば、企業法人(債務者)が以下の何れかの要件を充たした場合、新破産法の規定に従い更生を行うことができる(第2条第2項、第7条第1項及び第70条第1項)。

①期限の到来した債務を弁済できず(支払不能)、資産が全部の債務を弁済するのに不足するか、または明らかに弁済能力が欠如している(債務超過等)場合

②明らかに弁済能力を喪失する可能性がある場合

この点、破産清算の場合は、②の要件では足りず、さらに①の要件を必要としているが(第2条第1項)、これは更生が企業の再建を直接目指す手続であるため、再建が手遅れにならないよう、その他の整理手続よりも早い段階での実施を認めたものと思われる。

一方で、債権者が申し立てる場合については、破産清算手続同様、債務超過等の証明の難しさを考慮して、「債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合」であれば、債権者は、人民法院に対して、更生を申し立てることができるものとされている(第7条第2項及び第70条第1項。債権者の申立については、本連載「中国の倒産法(2)」を参照)。

また、債権者が債務者の破産清算を申し立てた場合、人民法院の破産申立受理後債務者の破産宣告前であれば、債務者または債務者の登録資本における10分の1以上の出資額を占める出資者は、人民法院に更生を申し立てることができる(第70条第2項)。

以上のように、更生手続は、債務者、債権者または一定の出資者が申立を行うことができるという点で、多くの利害関係人にその選択権が与えられていると言える。

(2) 更生の裁定

更生の申立がなされた場合、人民法院は、当該申立が、上記(1)の要件を充たすか等新破産法の規定に合致しているかについて審査し、合致すると認める場合、債務者の更生を裁定し且つ公告しなければならない(第71条)。

なお、人民法院が債務者の更生を裁定した日から更生手続が終結するまでの期間は「更生期間」とされ(第72条)、担保権の行使の中止(第72条第1項)や、配当請求の禁止(第77条第1項)等種々の制限が規定されているが、これらについては次回以降に詳述することにする。

(3) 更生計画案の作成及び提出

人民法院が債務者の更生を裁定した日から6ヶ月以内(但し、債務者または管財人か

らの請求があり、正当な理由がある場合、人民法院は3か月間の延長を裁定できる)に、債務者または管財人は、人民法院及び債権者集会に対し更生計画案を提出しなければならない(第79条第1項及び第2項)。債務者または管財人が期日通りに更生計画案を提出しなかった場合、人民法院は更生手続終結の裁定を行い、且つ債務者の破産を宣告しなければならない(第79条第3項)。

更生計画案は、債務者が自ら財産及び営業事務を管理する場合は、債務者により作成され、管財人が財産及び営業事務の管理に責任を負う場合は、管財人により作成されるが(第80条)、以下の内容を含めなければならないとされている(第81条)。

- ①債務者の経営案
- ②債権分類
- ③債権調整案
- ④債権弁済案
- ⑤更生計画の執行期間
- ⑥更生計画執行の監督期間
- ⑦債務者の更生に資するその他の案

なお、更生計画には、債務者が「従業員の個人口座に振り込むべき未払いの基本養老保険及び基本医療保険費用」(第82条第1項第2号)以外の未払いの社会保険費用(主な社会保険としては、養老・医療の他、失業・労災・出産等の保険が挙げられる)を減免する規定を設けてはならないとされている(第83条)。このような社会保険費用は、当該企業の従業員だけではなく全ての労働者の利益に関わる問題であるため、社会保険制度の公的な性質上、一企業の更生計画の中で規定することは妥当ではないからである。その結果、当該社会保険費用については原則として減免等が生じないため、その債権者も更生計画案の決議には参加しないものとされている(第83条)。

(4) 更生計画案の決議

人民法院は、更生計画案を受領した日から30日以内に債権者集会を開催しなければならないが、当該債権者集会において更生計画案に対する決議が行われる(第84条第1項)。債務者または管財人は、当該債権者集会において、更生計画案について説明を行い、且つ質問に答えなければならない(第84条第3項)。

なお、当該決議の採択は、各種類の債権毎に構成された決議グループに分かれて行われることになるが、具体的なグループの編成・決議要件等については次回以降に詳述することにする。

(5) 更生計画の認可

各決議グループが全て更生計画案を採択した場合、更生計画は採択されたものとされるが(第86条第1項)、更生計画が採択された日より10日以内に、債務者または管

財人は、人民法院に更生計画の認可の申立を提出しなければならない。申立を受けた人民法院は、審査を経て新破産法の規定に合致すると認める場合、申立受領日から30日以内に認可の裁定を行い、更生手続を終結させ、且つ公告しなければならない(第86条第2項)。

人民法院により認可の裁定を受けた更生計画は、債務者及び全ての債権者に等しく拘束力を有することになるが、債権者が債務者の保証人及びその他の連帯債務者に対して有する権利には影響を与えないものとされている(第92条)。

(6) 更生計画の執行及び監督

人民法院に認可された更生計画の執行については債務者が責任を負うことになるため、人民法院の認可裁定後、財産及び営業事務を接收・管理している管財人は、債務者にその財産及び営業事務を引き継がなければならない(第89条)。

更生計画は、同計画に規定された「更生計画の執行期間」(第81条第5号)中、執行されることになるが、旧破産法が「整理」の期間を最長2年としていたのに対し、新破産法では特に期間制限は設けられておらず、債権者集会で採択された期間を執行期間とすることができる。

そして、更生計画に従い減免される債務については、更生計画の執行が完了した時点から、債務者はその弁済責任を負わないことになる(第94条)。

一方で、債務者による更生計画の執行が適切に行われているか否かを監督するため、人民法院が更生計画の認可を裁定した日から更生計画に規定された「更生計画執行の監督期間」(第81条第6号)中は、管財人により更生計画の執行が監督されることになり、債務者は、更生計画の執行状況及び債務者の財務状況を管財人に報告しなければならない(第90条)。

監督期間が満了となった場合、管財人は人民法院に監督報告を提出しなければならないが、監督報告を提出した日に、管財人の監督の職責は終了するとされているが(第91条第1項)、管財人から監督期間延長の申立があった場合、人民法院は、監督期間の延長を裁定することもできる(第91条第3項)。

なお、監督報告については、更生計画の利害関係人が閲覧することが認められている(第91条第2項)。